

平成26年度  
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

5

（特定施設入居者生活介護、  
介護予防特定施設入居者生活介護）

資 料
-----

## 〔 目 次 〕

実地指導における主な指摘事項と注意すべき事項について.....	1
特定施設入居者生活介護における指定訪問介護について.....	5
計画作成担当者が介護職員等を兼務する場合の勤務体制表の書き方について.....	7
個別機能訓練加算について.....	8
特定施設サービス計画の実施状況の把握について.....	10

## 実地指導における主な指摘事項と注意すべき事項について

平成25年度、市介護保険課による実地指導において指摘のあった事項は、以下のとおりです。

### (1) 設備に関する基準

・建物の平面図の変更が行われているにも関わらず、変更届が提出されていなかった。

☛変更の届出が必要な事項について、10日以内に必要書類をご提出ください。

#### 介護保険法

(変更の届出等)

第75条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事(1)に届け出なければならない。

1)下関市指定の事業者は、下関市長

2)介護予防:第115条の5

☛変更の内容により必要な添付書類が異なりますので、ご注意ください。

サービス種類	変更の届出が必要な事項
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	「事業所の名称、所在地」「申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、住所、職名」「定款、寄附行為等及びその登記事項証明書、条例等(当該事業に関するもの)」「建物の構造設備及び平面図等」「管理者の氏名、住所」「運営規程」「協力医療機関の名称等」「介護給付費の請求に関する事項」「役員の氏名、住所」「介護支援専門員の氏名等」

☛変更の届出が必要な事項および添付書類は、市ホームページにて確認することができます。以下からご覧ください。

[ホーム](#) > [事業者の方へ](#) > [保健・福祉](#) > [介護保険](#) > 介護保険サービス事業の申請様式等について(施設系サービス)

☛市へ変更の届出が必要とされない事項についても、消費税率の変更に伴いオムツ代等保険給付外の費用の額を改定する等により、以前に説明・同意を得た内容に変更が生じる場合は、利用者又はその家族に対し再度説明し同意を得る必要があります。・・・(例)契約書や重要事項説明書等

## (2) 運営に関する基準

### ア 内容及び手続きの説明及び契約の締結等【重要事項説明書】

- ・施設設備の概要における居室の面積が実態と異なっていた。
- ・施設設備の概要における浴室に新たに設置された特殊浴室の面積が記載されていなかった。
- ・介護保険指定番号の横にある「山口県」が残っていた。
- ・交付に際し、説明・同意・交付（事業者側）・受領（利用者側）等の表記が不十分であった。

### イ 掲示

- ・掲示している内容（上記ア）に不備や誤りがあった。

### ウ 利用料等の受領

- ・特定施設で日常生活品等の立替え払いをしている利用者について、精算時に領収書等がないまま請求していた。

- ☛重要事項説明書の他、運営規程等についても最新のものを掲示してください。
- ☛同意等を得る必要がある書類については、説明・同意・交付・受領等の文言やその日付が明記されているかをご確認ください。

居宅解釈通知(平成11年9月17日老企第25号)

### 第3 介護サービス

#### 十 特定施設入居者生活介護

##### 3 運営に関する基準

###### (1) 内容及び手続きの説明及び契約の締結等

居宅基準第178条第1項は、利用者に対し適切な特定施設入居者生活介護を提供するため、入居申込者又はその家族に対し、入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければならないこととしたものである。

「入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」とは、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要、要介護状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容、利用料の額及びその改定の方法並びに事故発生時の対応等である。

また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものとする。

- ☛一時的な立替え払いであっても、精算に際しては利用者に領収書等の根拠資料を明示した上で請求し、その根拠資料を請求書とともに保存してください。

金銭管理については、各指定訪問介護事業所管理者様宛の過去の市通知(P.4、平成20年9月16日付け下介第1392号)も参考とされてください。

## (2) 運営に関する基準【続き】

### エ 特定施設サービス計画

- ・特定施設サービス計画の内容に不十分な箇所があった。(「交付を受けました」等の文言がなく、利用者または家族が、交付を受けていることが確認できるようにしていなかった。)

居宅解釈通知(平成11年9月17日老企第25号)

#### 第3 介護サービス

#### 十 特定施設入居者生活介護

#### 3 運営に関する基準

#### (7) 特定施設サービス計画の作成

居宅基準第184条( )は、特定施設サービス計画の作成及び変更の留意点及び方法について定めたものであるが、利用者に対するサービスが総合的に提供されるよう、当該計画は、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項をも含めたものとする。なお、当該計画の作成及び実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案するものとする。

サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で文書によって利用者の同意を得なければならない、また、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。

市条例 70 号第 227 条

以下は、県指導監査室による実地指導（特定施設入居者生活介護）において指摘のあった主な事項の一部です。

#### 【重要事項の不備】

- ・従業員の員数が実態と異なっていたり、記載がなかった。
- ・その他日常生活費について、その便宜及び金額の記載がなかった。

#### 【勤務体制の不備】

- ・特定施設入居者生活介護従業者としての勤務時間の記載がなかった。
- ・機能訓練指導員の配置が明確にされていなかった。

#### 【非常災害対策】

- ・入居者を円滑に避難誘導するための体制について、入居者及びその家族に周知されていなかった。

#### 【個別機能訓練加算】

- ・個別機能訓練の実施に係る記録について、実施時間の記載がなかった。

かいごへるぷやまぐち掲載「平成25年度集団指導の説明資料について(3月18日その2)」の「平成25年度介護保険施設等集団指導【特定施設入居者生活介護】」より抜粋

下介第1392号  
平成20年9月16日

各指定訪問介護事業所管理者様

下関市福祉部介護保険課長

訪問介護員等による金銭管理について(通知)

平素から本市介護保険事業の円滑な運営にご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記の件について、従前より、金銭管理等が困難な利用者に対しては、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用により対応していただくようお願いしておりますが、このところ、訪問介護員等が金銭管理を行うことに起因しトラブルが発生した事案が多数報告されております。

つきましては、各事業所においてサービス利用者の信頼を裏切ることのないよう、下記の点に十分留意し適正な事業運営を図ってください。

記

- 1 管理者等は、訪問介護サービスが利用者等の信頼の上に成り立っていること、また介護保険の事業所が社会的に大きな責任を担っていることを再認識し、金銭トラブルが生じないよう適時、的確な相談や指導を行うこと。
- 2 訪問介護サービスの大部分は高齢者の居宅で単独の訪問介護員によって提供されるものであることから、不要な金銭管理を行うことによって、利用者等から疑念を抱かれることがないように十分留意すること。
- 3 訪問介護サービスとして行うことのできる日用品等の買い物の援助は、食料品など、利用者が日常生活を送る上で必要な範囲に限られており、その範囲を超える現金や通帳を預かることはできないものであること。
- 4 金銭管理等が困難な利用者に対しては、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等、公的な制度の利用を勧めること。なお詳細については、市、地域包括支援センターまたは社会福祉協議会に相談すること。

【問い合わせ先】

〒750-8521 下関市南部町1-1  
下関市福祉部介護保険課 給付係  
担当：東矢、藤井  
TEL 083-231-1371

## 特定施設入居者生活介護における指定訪問介護について

外部サービス利用型特定施設の受託訪問介護について、県長寿社会課の「平成25年度介護保険施設等集団指導【特定施設入居者生活介護】」資料に、以下のとおり、報酬に関する見解が掲載されています。(以下、一部抜粋)

### 3 報酬関係

・指定訪問介護における「訪問介護の間隔が2時間未満であった場合は、それぞれの所要時間の合算を要する」との取扱は、特定施設入居者生活介護には適用されないため、合算は不要。(厚労省確認) **特定**

→訪問介護のいわゆる「2時間ルール」にとらわれず、利用者の心身の状況を踏まえて、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設サービス計画を作成すること。

・15分未満のサービスについては、下限となる時間は定めてはいないが、内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には算定できないものであること。 **特定**

この取扱いに関する記載内容について、市より県長寿社会課に問い合わせたところ、以下のとおり、厚労省への照会内容に関する補足説明を得ました。

・特定施設入居者生活介護の受託訪問介護においては、報酬の基準において指定訪問介護のいわゆる『2時間ルール』( )に関する記載はなく、また指定訪問介護で規定されている身体介護と生活援助を合算する記載もない

・指定訪問介護とは異なり、特定施設入居者生活介護における受託訪問介護は“独自の施設サービス扱い”としてとらえられるため、『2時間ルール』にとらわれず、利用者にとって一番良いサービスを提供するものである

【H26年2月、県担当者より厚労省へ電話にて確認。】

上記の国の見解からも、特定施設におけるサービス計画は、入居者にとって一番良いサービス提供となるよう、きめ細やかな内容や量を見込んで作成されるものであると言えます。

外部/内部サービス利用型に関わらず、特定施設サービス計画の計画作成担当者は、個々の入居者について十分なアセスメントをし、その利用者にサービスを提供する他従業者とも情報共有や協議をした上で、計画を作成してください

い。また、受託訪問介護にて作成される訪問介護計画の内容は、特定施設サービス計画に沿ったものとする必要があるため、2時間未満の間隔で援助を行う計画とする場合でも、その内容が本人のサービス目標等にとって一番良いものであるか、十分に検討を続けてください。

なお、訪問介護を含むその他サービスに関する算定方法については、各サービスの趣旨や基準等に沿った取扱いをしていただくことになっております。サービス提供にあたっては、市ホームページに掲載している、過去の通知や各サービスの集団指導資料等も適宜ご参照ください。

下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成24年12月25日 条例第70号)

(特定施設サービス計画の作成)

第227条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者(第218条第1項第4号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。)に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。

6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。

## 計画作成担当者が介護職員等を兼務する場合の勤務体制表の書き方について

計画作成担当者は、基準上、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるとされています。

このため、計画作成担当者が介護職員等他の職種を兼務する場合、計画作成担当者として従事した時間と他の職種として従事した時間とを分ける必要はなく、それぞれの職種において常勤換算1の職員としてみることができます。

また、常勤であれば、それぞれの職種で常勤として扱うことができます。

この場合においても、施設で管理する勤務体制表等の記載は、職務の内容や常勤・非常勤の別、兼務関係を明確にしてください。

下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成24年12月25日 条例第70号)

### 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)

第218条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

…略…

6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画(第2項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者(第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

## 個別機能訓練加算について

個別機能訓練加算は、従来機能訓練指導員を配置することを評価していた体制加算を、機能訓練指導員(専従1名以上)の配置と共に、個別に計画を立て、機能訓練を行うことを評価したものです。個別計画に基づいて個別機能訓練を実施する場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、実施時間、訓練内容、担当者等を記録する必要があります。

この説明について、基準上、必ずしも同意の署名・押印を得るものではありませんが、説明を行ったことが確認できるように、その年月日を記録するようにしてください。施設の判断により、同意・署名等の様式を定めることは差し支えありません。

過去の県の実地指導において、当該加算に関して、個別計画の未作成や説明が行われていない、実施時間の記録不備等が指摘されています。当該加算の算定にあたっては、以下の介護報酬通知や国のQ&Aを参照され、適正な取り扱いをしてください。

介護報酬通知(平成12老企第40号)

第二の4 特定施設入居者生活介護費

(2)個別機能訓練加算について

- [1] 個別機能訓練加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練(以下「個別機能訓練」という。)について算定する。
- [2] 個別機能訓練加算に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を一名以上配置して行うものであること。
- [3] 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者毎にその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う。なお、特定施設入居者生活介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を特定施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。
- [4] 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその三月ごとに一回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する。
- [5] 個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該特定施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。

## 厚生労働省 Q & A

### 個別機能訓練加算【特定施設入居者生活介護】

【Q】個別機能訓練加算にかかる算定方法、内容等について示されたい。

【A】当該個別機能訓練加算は、従来機能訓練指導員を配置することを評価していた体制加算を、機能訓練指導員の配置とともに、個別に計画を立て、機能訓練を行うことを評価することとしたものであり、通所介護サービスにおいては実施日、(介護予防)特定施設入居者生活介護サービス及び介護老人福祉施設サービスにおいては入所期間のうち機能訓練実記期間中において当該加算を算定することが可能である。

なお、具体的なサービスの流れとしては、「他職種が協同して、利用者ごとにアセスメントを行い、目標設定、計画の作成をした上で、その結果を評価すること」が想定される。また、行われる機能訓練の内容は、各利用者の心身状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を予防するのに必要な訓練を計画されたい。

【平成18年4月改定関係 Q&A Vol.3、問15】

### 個別機能訓練加算【介護老人福祉施設】

【Q】個別機能訓練加算について、配置としての加算なのか、それとも実施した対象者のみの加算なのか。

【A】個別機能訓練加算については、単に体制があるだけでなく、体制を整えた上で個別に計画を作成するなどプロセスを評価するものであることから、入所者の同意が得られない場合には算定できないが、原則として、全ての入所者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。

【平成18年4月改定関係 Q&A Vol.1、問76】

## 特定施設サービス計画の実施状況の把握について

計画作成担当者は、特定施設サービス作成後においても、特定施設サービス計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）を行うこととされていますが、その記録の方法については、特段定めはありません。

モニタリングをパソコンに入力して記録している場合、モニタリング表や一覧表を印刷する前にパソコンの故障等の理由で電子データが消失した場合、モニタリングの記録が文書、電子データともない状態が発生する可能性があります。

リスクマネジメントの観点から、電子データにて記録する施設においては、データのバックアップを行う等の対策を行うとともに、可能な限り、印刷し、書類で残すことが望ましいと考えます。